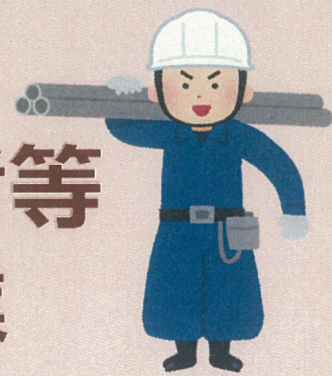


若手技術者の資格取得を支援します！



宮崎県 建設産業若年技術者等 資格取得支援事業

助成対象者

宮崎県内に本店がある
建設業者（建設業許可を有すること）
建設関連業者（国・県への登録があること）

助成対象経費

令和3年3月31日時点で満40歳未満の常勤の役員、事業主又は従業員が次に掲げる資格を取得するために、助成対象者が負担する経費（受験料等）
（※受験は令和3年4月1日～令和4年2月28日まで）
（※交通費・宿泊費等を除く）
（※消費税・地方消費税は対象外）

助成対象資格

(1)施工管理技士(技士補含む) (2)建築士 (3)技術士
(4)電気工事士 (5)電気主任技術者 (6)電気通信主任技術者
(7)給水装置工事主任技術者 (8)消防設備士
(9)技能士（建設工事に関連するものに限る） (10)登録基幹技能者
(11)測量士・測量士補 (12)不動産鑑定士 (13)土地家屋調査士
(14)シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）
(15)コンクリート診断士 (16)その他

助成額

助成対象経費の1/2以内（一人当たり上限額5万円）

対象者の限度

1事業者当たり3名以内（女性を含む場合は4名以内）

受付期間 (計画書提出期間)

令和3年6月1日（火）から令和4年2月28日（月）
（持参の場合の受付時間は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
（郵送の場合は簡易書留以上の方法に限る。令和4年2月28日（月）消印まで有効）

その他の条件

- ・同一の受験・受講に関し、他の助成金・給付金等を受給しないこと。
- ・資格試験を受験（登録基幹技能者の場合は講習受講）することが必須（可否は不問）であり、講座受講のみは助成対象となりません。
- ・助成金の交付は計画申請受付順とし、申請が予算額を上回った時点で受付を終了します。

事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、（公財）宮崎県建設技術推進機構
または宮崎県のホームページをご覧ください。

<https://www.mk-suishin.or.jp>

（公財）宮崎県建設技術推進機構

電話：0985-20-1830